

社会福祉法人 大協会 指定短期入所生活介護〔介護予防短期入所生活介護〕
運営規程
(特別養護老人ホームハートフルふしお)

第1条 (事業の目的)

社会福祉法人大協会が開設する特別養護老人ホームハートフルふしお(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、医師、生活相談員、看護職員、介護職員、栄養士、機能訓練指導員、調理員その他の従業者(「以下短期入所介護従事者」という。)が、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

1 指定短期入所生活介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、利用者の人格に十分配慮し、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、自立している機能の低下が起きないようにするとともに残存機能の維持向上が図られるよう、適切な技術をもってサービスの提供を行うものとする。

指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、要支援状態の利用者に要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と連携に努めるものとする。

5 利用者が指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

6 前5項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サー

ビス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成 24 年大阪府条例第 115 号)・「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 24 年大阪府条例第 116 号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第 3 条 (事業の運営)

指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第 4 条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム ハートフルふしお
- (2) 所在地 池田市伏尾町 12 番地 1

第 5 条 (従業者の職種、員数及び職務の内容)

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 (管理者) 1 名
事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元化に行います。
- (2) 医師 2 名 (非常勤)
利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。
- (3) 生活相談員 2 名
利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
- (4) 介護職員 44 名 (常勤 26 名 非常勤 18 名)
介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。
- (5) 看護職員
看護師 7 名 (常勤 3 名 非常勤 4 名)
准看護師 1 名 (常勤 1 名 非常勤 名)
看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。
- (6) 管理栄養士 1 名 (常勤 1 名)
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導等を行います。
- (7) 機能訓練指導員 1 名 (常勤 1 名)
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- (8) 介護支援専門員 1 名 (常勤 1 名)

施設サービス計画書の作成等を行います。

(9) 事務員 4名(常勤4名)

必要な事務等を行います。

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用定員)

第6条(利用者の定員)

事業所の利用定員は、1日16名とする。

(指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容)

第7条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容は次のとおりとする。

(介護)

1 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 施設は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。

4 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 施設は、前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

6 施設は、常時1名以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。

7 施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

施設は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 施設は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

(機能訓練)

施設は、利用者の心身の状況等に踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

2 施設の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りでない。

(相談及び援助)

1 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 施設は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(送迎)

利用者又は家族の希望により、送迎サービスを行う。

第8条 (利用料等)

1 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬上の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示127号)によるものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の送迎を行った場合は高速道路を利用した際、高速道路利用代実費分の金額の徴収をする。

4 食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。

朝食 450 円/1 回 昼食 600 円/1 回 夕食 550 円/1 回 おやつ 100 円

5 滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。

従来型個室 1,210 円/1 日 多床室 430 円/1 日

6 理美容代

・1回あたり 1,650円(税込)・顔剃りつき 2,530円(税込)

7 その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

8 第4項及び第5項の費用について、介護保険法施行規則第97条の3の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第4項及び第5項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第5項について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(厚生省告示21号)により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあつては、多床室の費用額の支払いを受ける。

9 前8項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

10 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けるとする。

11 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

12 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明証を利用者又は家族に対して交付する。

第9条(通常を送迎の実施地域)

通常を送迎の実施区域は、池田市、川西市の区域とする。

第10条(衛生管理等)

1 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

4 事業所における感染症の予防

第 11 条（サービス利用に当たっての留意事項）

居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

第 12 条（緊急時等における対応方法）

1 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕従業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行なっているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行なう等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

2 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第 13 条（非常災害対策）

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第 14 条（苦情処理）

1 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする

第 15 条（個人情報保護）

1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労

働省が策定した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は代理人の了解を得るものとする。

第 16 条（身体拘束の原則禁止）

施設は、施設サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為は行いません。

- ①身体拘束廃止委員会を設置する。
- ②「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- ③入所者又は家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討する。

第 17 条（虐待防止に関する事項）

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 18 条（その他運営に関する留意事項）

- 1 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 4 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、短期入所生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 大協会と

事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。